

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 危機管理防災課

法令名	電気工事業の業務の適正化に関する法律	法令の番号	昭和45年法律第96号				
不利益処分の種類	電気工事施行差止め命令	根拠条項	第17条第2項				
処分基準	法第17条第2項に該当しているとき。						
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	危機管理防災課	交付機関	危機管理防災課	目次NO	73～